

令和3年士幌町議会第2回定例会

1 議事日程 令和3年6月8日(火曜日)午前10時開会

日程番号1 会議録署名議員の指名

日程番号2 一般質問

1 中村 貢 議員

コロナワクチンの接種状況について

2 清水 秀雄 議員

デジタル関連法案について

3 伊藤 健蔵 議員

士幌町学校運営協議会の運営状況等の実績評価について

日程番号3 議案第2号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例案

日程番号4 議案第3号 士幌町町税条例等の一部を改正する条例案

日程番号5 議案第4号 士幌町町営住宅管理条例の一部を改正する条例案

日程番号6 議案第5号 令和3年度士幌町一般会計補正予算

日程番号7 議案第6号 令和3年度士幌町介護保険事業特別会計補正予算

日程番号8 追加議案第7号 工事請負契約の締結について

日程番号9 意見書案第2号 地方財政の充実・強化に関する意見書

日程番号10 意見書案第3号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、  
「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の  
実現に向けた意見書

日程番号11 意見書案第4号 2021年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

日程番号12 意見書案第5号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強  
化を求める意見書  
(閉会中継続調査申出書)

2 出席議員(12名)

1番 加藤 宏一	2番 河口 和吉	3番 大西 米明	5番 伊藤 健蔵
6番 清水 秀雄	7番 牧野 圭司	8番 曾我 弘美	9番 中村 貢
10番 森本 真隆	11番 大野 明	12番 矢坂 賢哉	13番 秋間 紘一

3 欠席議員(0名)

4 地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

町長	小林 康雄	教育長	土屋 仁志
代表監査委員	佐藤 宣光		

5 町長の委任を受けて出席した者

副町長	高木 康弘	総務企画課長	亀野 倫生
会計管理者	上野 清子	町民課長	藤内 和三

保健福祉課長	藤村 延	健康介護担当課長	三島 裕子
産業振興課長	西野 孝典	建設課長	田中 敏博
建設課施設担当課長	上山 英樹	子ども課長	角田 淳二
特老施設長	齋藤 英雄	病院事務長	増田 達也
消防課長	土屋 政勝		

6 教育長の委任を受けて出席した者

参事	川口 久	教育課長	小野寺 務
給食センター所長	加納 正信	高校事務長	木下 雅子

7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長	若原 裕
------	------

8 職務のため出席した者

事務局長	佐藤 慶岩	総務係長	猪狩 賢明
------	-------	------	-------

議事録 令和3年6月8日

会 議 の 経 過

(午前10時00分)

1	秋間議長	<p>ただいまの出席議員は12名であります。</p> <p>定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。</p> <p><a href="#">日程第1、会議録署名議員の指名</a>を行います。</p> <p>本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番、大西米明議員及び5番、伊藤健蔵議員を指名いたします。</p>
2	中村議員	<p><a href="#">日程第2、一般質問</a>を行います。</p> <p>質問の通告がありますので、順次発言を許します。</p> <p>質問順位1番、中村貢議員。</p> <p>コロナワクチンの接種状況について町長に答弁を求めます。</p> <p>5月10日に開催されました第4回臨時会で、町長からの行政報告でワクチンの接種事業経過と今後の予定が説明されました。医療従事者は4月21日から第1回目の接種が始まり、高齢者施設等や国保病院入院患者は5月14日までに第1回目の接種が終わる予定、高齢者の85歳以上は5月17日から第1回目の接種が始まり、10月末日までには全町民の接種を終わらせることを目標に全力で取り進めると言っておりました。変異型コロナウイルスの発生等、北海道、十勝でも異常に感染者が増えており、町民の安全、安心を守るためにも一日も早いワクチンの接種が望まれます。そこで、現在までのワクチンの入荷状況及び接種状況を伺います。</p>

秋間議長  
小林町長

答弁を求めます。町長、登壇願います。

それでは、中村議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思  
います。

新型コロナワクチンの接種については、6月4日の行政報告でも申  
し上げましたが、本町では医療従事者の優先接種に続いて、町内の高  
齢者施設の入所者及び職員278人について1回目を5月10日から5月1  
4日まで、2回目を5月31日から6月4日まで行い、終了いたしました。  
また、国保病院入院患者38人について5月12日から接種を開始し  
ましたが、入退院もあるため、随時接種を行っているところでありま  
す。次に、65歳以上の在宅の高齢者に対しては、年齢の高いほうから  
順次接種を行うこととし、85歳以上の方について4月23日に接種案内  
通知を発送し、予約専用電話及び総合福祉センター窓口で予約を受け、  
5月17日より1日当たり3時間、60人の枠で接種を開始いたしました  
が、1日当たりの接種人数は本日から90人であり、漸次増加をしてい  
く予定であります。84歳以下の接種案内は、予約の混雑を避けるため、  
5歳刻み4段階の発送、予約の受付、接種を行うという方法で実施し  
ております。予約が開始されている75歳以上の方の予約状況は、対象  
者888人のうち、6月3日現在の予約者は792人、89.2%となっていま  
す。

次に、ワクチン供給については、5月1日の1箱、975回、487人分  
に続いて、5月22日に1箱、1,170回、585人が入荷し、2箱目からは  
1バイアルから6人分取れる注射器と針となりました。その後6月6  
日に2箱、2,340回、1,170人分が入荷となり、合わせて4,485回分、2,  
242人分となり、65歳以上の高齢者2,100人の接種分のワクチンは確保  
されております。

接種状況については、6月3日付の新聞報道にもあるとおり、5月  
末現在における本町の65歳以上の高齢者の接種率は25.2%にとどまり  
ましたが、先行接種の医療従事者が多いことと併せ、安全接種の観点  
からスタートは慎重にとの現場スタッフの意向も踏まえて実施したこ  
とによるものであります。今後接種率を向上させながら、国が目指し  
ている7月中には何としても65歳以上の高齢者の接種を終了したいと  
存じます。次いで、16歳から64歳までの接種は8月から開始予定であ  
ります。基礎疾患を有する方などを優先して開始しますが、効率的な  
予約システムを構築するとともに、接種率の向上を図りながら、10月  
中をめどに接種を希望する全員の接種が終了できるよう、安全かつ迅  
速な接種に全力を傾注してまいりたいと存じます。

なお、5月31日付で厚生労働省から新型コロナウイルス感染症に係  
る予防接種の対象者について現在の16歳以上から12歳以上とする旨の  
指示があったところであり、今後はこのことを踏まえて対応するもの  
であります。

秋間議長 中村議員	<p>以上、中村議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。</p> <p>再質問があれば許します。9番、中村議員。</p> <p>今の町長の答弁の中に、要するにワクチンが全部で3回ですか、入って、なおかつ既に4,485人分があるということで、65歳以上の方が全員2回まで打てるという説明がありましたけれども、これは本当に大変町民が喜ぶ話なので、ぜひもう少し町民にこれについてはPRすべきだと思われま</p>
秋間議長 小林町長	<p>それでは、まず医療従事者についてちょっとお聞きしたいと思うのですけれども、これが一番最初に本町にワクチンが入ってきた日だと思われま</p> <p>それと、医療関係でどこまでを対象にされているのか、その辺についてお伺いしたいと思います。</p> <p>町長。</p> <p>医療従事者の病院関係等を含めて先行接種ということを実施したわけでありま</p>
秋間議長 増田病院 事務長	<p>病院事務長。</p> <p>国保病院事務長、増田よりお答えをいたします。</p> <p>医療従事者分のワクチンの配分についてですが、第1回目の配分が4月19日にありま</p> <p>医療従事者の定義につきましては、医療従事者の範囲でございますが、こちらにつきましては厚生労働省から示されておりまして、疑いのある患者を含むコロナウイルス感染症患者に頻繁に接する機会のある病院や診療所の医師や職員、それから歯科医院、薬局の薬剤師やその他職員、それから救急隊員等や自衛隊隊員、そして保健所の職員ですとか宿泊療養施設従事者、それから自治体のコロナワクチンの予防接種業務に従事する者でその自治体が医療従事者と判断する者となっております。医療従事者につきましては、こちらも厚生労働省から、疑い患者ですとか感染者と頻繁に接する業務を行うことから、従事者の発症と重症化リスクの軽減、医療供給体制の確保に必要であるということで先行接種することを示されておりま</p> <p>以上でございます。</p>

秋間議長 中村議員	<p>9番、中村議員。</p> <p>実際事実、やはり医療関係者、これが直接関わるわけですから、最初に打つのはこれは当たり前だと思ふし、重要なことだと思います。ちょっと気になるのは、今確かに説明ありましたが、病院の窓口だとか、そういうふう実際に経験している人、それから病院の中で入院患者に対して介護だとか、その補助的な人ですか、こういう人たちは取りあえずは今も含まれていないということで理解していいのですか。</p>
秋間議長 増田病院 事務長	<p>病院事務長。</p> <p>国保病院事務長、増田よりお答えをいたします。</p> <p>今お話のありました病院での職員なのですけれども、本町の国保病院関係者90人に対して接種を今行っているところであります、職員だけではなくて、委託している窓口業務の職員ですとか、それから警備、清掃、それから給食の職員も含んで90人ということでございます。</p> <p>以上です。</p>
秋間議長 中村議員	<p>9番、中村議員。</p> <p>ということは、実際最終的にはまだ全員が、5月24日に最終的に入ったわけで、病院関係者は終わっているけれども、実際には消防だとか、それについてはまだ2回目というのはこれからということになるわけです。分かりました。</p> <p>それでは、続きまして、在宅老人世帯、それから自宅介護世帯ですか、通知が届いても対応が分からないと、これどのように返事したらいいのかだとか、そういう問題があると思います。町長の今回の行政報告ですか、6月2日に高齢者世帯を対象に電話で相談したり、それから電話で対応ができないところには戸別訪問で対応していると、そういうふうに言われていましたけれども、接種率を上げるためにも数回訪問して理解を得ることが必要だと思いますけれども、独居老人、保健福祉課でも恐らく見回りをしているところです。要は一人では対応できないところに対しては、恐らく保健福祉課のほうで見回りしていると思います。これらの人たちのところに、特に65歳以上ですか、これは本当に相談する人が必要でないかと思われます。私のところにも、コロナ接種券ですか、それが届いたけれども、どしたらいいのだという話も来ております。我々知っているものですから、保健所へ行くなり電話するなり、電話番号教えたりしてありますけれども、そういう分からない人たちが多くということで、これらのことに対して対応をどういうふうに考えておられるのかお伺いしたいと思います。</p>
秋間議長 藤村保健 福祉課長	<p>保健福祉課長。</p> <p>保健福祉課長、藤村のほうからご説明させていただきます</p> <p>80歳以上の在宅者については、584人中522の方が、92.1%の方が予約を受け付けております。独居の高齢者につきましては、緊急事態</p>

宣言下の安否確認等の電話等による状況確認に併せて、ワクチンで困り事がないかとか、接種券が届いているかとかいうことを確認しております。在宅で介護を受けている人たちは、町の介護福祉、いわゆるケアマネジャーが自宅訪問して分からないところを説明して、接種に向けて勧奨しているところでございます。また、会場に来ることができない方は、病院と連携しまして訪問診療において接種を既に実施しております。今後もまだ申込みをされていない方、防災ラジオや戸別訪問だとか電話で、間違いなく予約券が、案内が届いているかどうか確認、あくまでも本人の希望で打つものですから、強い勧奨とはなりません。集団接種をして予防に努めるよう今後も対策を講じていきたいと思っております。

以上です。

秋間議長  
中村議員

9番、中村議員。

先ほども言ったとおり、接種券が届いているはずなのに役場のほうに受ける、受けないの返答がされていないと、そういう方は当然保健福祉課のほうでも分かるはずですから、そういう方のこぼれがないようにしっかりこれからも回って、接種率の向上もありますし、本人のためでもあるので、ぜひ抜かりのないようお願いしたいと思います。

それでは、続きまして、前回の定例会で大西町議が質問したこととダブるのですが、本町に籍がありながら地方の大学などに行っているだとか、もしくは地方の病院に入院していると、これらの対応については前回の答弁では町村と協議して検討するという話でしたが、町長の行政報告の中には町外の高齢者施設に入所している46人には各施設で家族の希望に沿って接種を済ませておりますという行政報告がありましたけれども、ということはよその病院に入院をしている患者、それから中央の大学に行っている生徒、これらに対しても話合いがついて、それぞれの行っているところで受けれるような形にしたのかどうか伺います。

秋間議長  
藤村保健  
福祉課長

保健福祉課長。

保健福祉課長、藤村からご説明させていただきます。中村議員のおっしゃるとおり、これは3月の段階のときには正式に国のほうもガイドラインは出ていたのですが、正式に通知がその以降届いていまして、原則住民票の所在地の市町村において接種を行うこととなっておりますが、やむを得ない事情がある場合には住所地外での接種が可能というふうになっております。単身赴任者や下宿をしている学生などは、住民登録されている市町村の発行する接種券が届いてから、原則届いてから現在住んでいる市町村、住所地外接種届出というのがございます。これを申請していただきまして、今住んでいるところで打てるというふうになっております。この案内については、窓口の申請のほか、厚生労働省のウェブのコロナワクチンナビでも行うことができた

り、町のホームページでもお知らせしております。ぜひこちらのほうをご活用いただきたいと思っております。

また、入院患者については、接種が可能な医療機関であれば入院中に医師の指示の下で接種できるものでございますので、入院されている方は入院先の医療機関にご相談いただきたいと思います。また、介護施設に入所している方、先ほど行政報告でも人数報告しましたが、そこに既に家族から、もしくは施設のほうから私どもに照会があって、連携を取って接種しておりますので、今後もしかかそのようなケースがございましたら、役場保健福祉課のほうに相談していただきたいと思います。また、このこともPRはしていきたいと思っております。

以上です。

秋間議長  
中村議員

9番、中村議員。

ぜひそういう人たちも困らないような対応でしっかりと対策を練っていただきたいと思います。

それでは、最後の質問になるのですが、接種日と接種時間の対応なのですが、現在まで1日当たり60人で、3時間、21人体制でやっているということで行政報告がありました。私もちらっと聞いたり見たりしていますけれども、最初の戸惑いは別としても、その後は大変スムーズに行われていることであまりいい状態を見ておりますけれども、65歳以上の人たちにつきましてはもう既にワクチンも全部2回分そろっているし、大丈夫だということなのですが、ただ今日から答弁書の中では1日90人以上に接種枠を増やして加速化をしていくという話でありましたけれども、65歳以下となりますと現役のばりばりの働いている人たちが多いわけです。それで、その中で国は企業に対して、コロナは別だから、コロナの接種のときには休みを取って行かせるようにという指導していますけれども、十勝、我々中小企業者、働く者にとっては日中休みを取って接種に行くということはかなり厳しいと思われれます。特に数も増えるということから、1日当たり90人、枠を増やすことはいいのですけれども、ただ時間帯が平日、2日か3日で3時間と、それから夜間については1日か2日と、週当たりです。2時間となっています。土日については1日当たり2時間となっていますけれども、これからの65歳以下の数だとか、働いている人方の状況にとっては恐らく平日の時間帯だとかは大変厳しいものだと思います。ですから、一日も早く多くの方が接種できる意味では、1日90人体制もいいのですけれども、日曜日の接種時間を増やして、ぜひそういう人たちの分をカバーするという形が望まれると思いますけれども、いかがでしょうか。

秋間議長  
小林町長

町長、答弁願います。

接種状況については、ご説明したとおりしたとおりでありますけれ

ども、一応町としては予定どおり進んでいるのでありますけれども、その中でもご説明ありましたとおり医療従事者あるいは高齢者施設入所者、従事者が多いことと併せて、少しスタートは5月は慎重にという私どもの考えもあって、今の接種率になったわけではありますが、いずれにしても今後高齢者が終わってから65歳以下の方になるわけではありますが、今の中でより大勢の方により早く打つという、そういう基本姿勢で臨んでいきたいと思ひますし、現在人数については3時間で1日当たり60人にしたわけですが、今は90人ではありますが、さらにこれを増やしていくことにしていきたいと思ひている、いずれにしても7月中には高齢者が終わる。それから、10月中には全町民の接種が終るよう予定をして、そうするともう少し1日当たりの人数も増やさなければならないし、土日もう少し、あるいは夜間もやらなければならないという状況でありますけれども、一応夜間、土日の関係については、スピードの問題もそうなのですが、町内には今中村議員がおっしゃったとおり土日あるいは夜でなければ行けないという人もいるので、そういう意味では今後夜間、土日を増やしていく方向で計画を策定していきたいと思ひ、いずれにしても病院との関係もあるのですが、今週中に宮西院長をはじめとする病院スタッフと協議をしながら接種計画をしっかりと立てていきたいと思ひますので、ご理解いただきたいと思ひます。

秋間議長  
中村議員

9番、中村議員。

今65歳以下といったら、バリバリの我々の町内の町を支えるような若者たちが現役で働いているわけですから、その人たちのためにも何とか日曜日接種できる時間を増やしていただきたいと思ひます。今後ワクチンがどのように入ってくるのか、確かにそれによって決まるのですが、できればしっかりと町長に努力いただきながら、順調にワクチンが入るように、そして一日も早く町民の方が打ち終わるように期待するものであります。最後になりますが、接種の事業者、医師、看護師、それから保健師、それに伴うサポートとしての役場職員の皆様に対して、これからはますます厳しくなると思ひますが、何とか町民の安心、安全のために頑張ってくださいたいと思ひます。

以上、質問を終わります。

秋間議長

以上で中村議員の質問を終わります。

質問順位2番、清水秀雄議員。

清水議員

私は、町長にデジタル関連法案について伺います。

衆院内閣委員会で可決されたデジタル5法案は、個人情報保護をないがしろにして、企業などの情報利活用を促進する点、地方自治を侵害する点など問題の多い法案と言われております。国と自治体の情報システムの共有化、集約の促進によって自治体独自の施策が抑制されるなど、住民サービスの後退を招くおそれもあります。デジタル技術

秋間議長  
小林町長

を使える人とそうでない人との間で格差が生じるのではないか。さらに、マイナンバー制度との情報連携拡大による問題等が指摘されています。このような状況に町長としての所見を伺います。

町長、答弁を求めます。

それでは、清水議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

デジタル改革関連法案については、IT基本法が廃止され、新たに制定されたデジタル社会形成基本法案、それに基づくデジタル庁の設置根拠や役割を規定するデジタル庁設置法案、個人情報保護制度の見直し等の措置が行われるデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案、預貯金口座をマイナンバーとともに登録することで緊急時における給付金の給付等に活用できるようにする公金受取口座登録法案、災害や相続時に預貯金口座の所在を確認できるようにする預貯金口座のマイナンバー利用に関する法案、地方公共団体の情報システムについて国において統一的な基準を策定し、それに適合した情報システムの利用を規定する地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案の6法案が本年2月9日に閣議決定され、5月12日に可決されたところであります。

国と自治体の情報システムの共有化、集約の促進に向けては、それぞれの自治体において令和7年度までに基幹系17業務システムについて国の策定する標準仕様に準拠したシステムに移行することとされており、自治体独自の設定変更が可能なのかについては現在のところ何も示されておりませんが、標準仕様の作成を進めるに当たって、国が自治体の意見を聞いて丁寧に伺いながら進めるとされており、町としましても行政サービスの基本が守られるよう、制度の動向を注視しながら導入を進めていくことが重要であると認識しております。また、デジタル技術を使える人とそうでない人の格差について、特に高齢者ですが、デジタル化を機械的に導入するものではなく、共に利便性が共有できるよう、支援体制を整え、高齢者がネット被害などに遭うことがないように工夫を凝らしながら、高齢化が進む中であって豊かな高齢者社会推進に資する制度の視点を持って取り組んでまいりたいと存じます。

続いて、マイナンバー制度の情報連携拡大による問題であります。国では子育てや介護、被災者支援などの31手続について令和4年度までにオンライン化することを目指しており、町でもコロナ禍の中、新たな日常への対応を進めるべく、行政手続のデジタル化に向け、庁内横断的に検討してまいりたいと存じます。また、デジタル化と併せて個人情報保護などの情報セキュリティー対策について、町では平成31年4月に土幌町情報セキュリティーポリシー基本方針、対策基準を策定し、情報セキュリティー事故の未然防止、事故発生時の復旧対策な

ど、情報セキュリティー基盤の強化を図るべく、内部監査や職員研修を行い、情報保護に努めているところでありますが、国の規定する全国的な共通ルールにより、より厳格な情報の保護体制が必要なものと認識しております。

いずれにしても、我が国において人口減少が深刻化し、高齢者人口がピークを迎える2040年に生じる人口構造の変化やインフラの老朽化、社会全体のデジタル化等に的確に対応し、持続可能な行政サービスを提供するためには、国はもとより地方公共団体においても行政のデジタル化は避けて通れないものと考えており、個人情報の保護が図られつつデジタル化が推進されるよう、職員研修等を通じ共通認識を深めてまいりたいと存じます。

以上、清水議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

秋間議長  
清水議員

再質問あれば許します。6番、清水議員。

ただいま町長から答弁をいただいたところですが、それぞれさらに質問をさせていただきます。

国、自治体の情報システムの共同化であります。情報システムの共同化、集約により、自治体は国がつくる鋳型に収まる範囲の施策しか行えないことになりかねないというふうに指摘されています。国と自治体の在り方を大きく変え、地方自治の多様性をなくし、自治体の自立性を失わせるおそれがあります。これは、住民の福祉の増進を図ることを基本とした地方自治体の住民自治、団体自治を侵害するものではないでしょうか。また、標準化法案では、対象の事務を政令で定めることとしており、白紙委任となっていることも問題であります。自治体の事務には法定受託事務、自治事務、法令に基づくものに自治体が上乗せしている事務、そして法令に基づかず任意で行っている自治事務があります。想定されている17業務のうち、14業務は自治業務です。自治事務の処理方法にも詳細に義務づけを課し、枠づけすることは地方の権限拡大という地方分権の流れにも逆行するものではないでしょうか。どのようにお考えになっているのでしょうか、答弁を求めます。

秋間議長  
小林町長

町長、答弁求めます。

今回の改革の中で、基本的にはデジタル化を進めることによってそれぞれ法律を整備しながら、全国的な共通ルールを国、自治体、それから民間まで一元化しようという考え方でありますけれども、その中で今言われたサービスの問題もありますけれども、もう一つは個人情報保護で結構今まで自治体によっていろんな大きな差があって、先駆的に取り組んでいるところもあるのでありますけれども、それを一元化することによって個人情報を守れないかという危惧があって、いろんな議論があるわけでありましてけれども、今後具体的に進む中で、より住民サービスだとか、利便性を高めるという、そういうデジタル化

の中で個人情報保護をどうするかということを私どもしっかり認識をして進めていかなければならないというところでありますけれども、あと具体的なことについては総務企画課長のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

秋間議長  
亀野総務  
企画課長

総務企画課長。

それでは、総務企画課長、亀野より清水議員のご質問にお答えをいたします。

業務のシステム統一、標準化に向けて国が標準化の基準を告示して、地方公共団体に移行期間内としている令和7年までにシステムを統合させることを義務づけるとしておりますが、個々の地方公共団体における既存システムと標準システムとの差異等に関する、要はカスタマイズ、仕様の変更が可能となるかについても現在のところ不明でございます。国では多様な地方公共団体の実情や進捗を把握し、丁寧に意見を聞いて進めるとしておりますが、町といたしましては、このシステムの統一等にあっては日々の地方行政運営に影響が生じないようにシステムの導入を図っていただくことが重要と考えてございます。

ただ、本町のカスタマイズ、仕様を変更しようとしていることがほかの多くの自治体が行っているとするならば、それは標準化の中に入れ込むことが可能だということが今国が示す見解でございます。どこまで統一の基盤となるかは定かではございませんが、国としては各市町村に対して耳を傾けていただけると言っておりますので、標準仕様を見極めて対応してまいりたいと存じます。

以上でございます。

秋間議長  
清水議員

6番、清水議員。

ただいま課長からお答えをいただいたのですが、基本法案で国と自治体の情報システムの共同化、集約の推進を掲げ、標準化法案では自治体に対し国が決めた基準に適合したシステムの利用を義務づけています。標準化を義務づけるのは、記載項目や住所、仮名の表記などが統一されたデータのほうが利用しやすいためです。そして、情報システムの共同化、集約には自治体の業務内容を国のシステムに合わせていくという問題をはらんでいます。

平井大臣は、システムの共同化、集約が自治体の政策判断を制約するものではないと答弁し、自治体独自の施策が対応可能であるかのように述べています。しかし、現に複数自治体が共同でシステムを利用する自治体クラウドにおいてカスタマイズを認めず、自治体独自の施策がはばまれていきます。こういう実態があるわけですが、そういう点について今後町としてはどのように対応していくのか。自治体クラウドではカスタマイズを抑えた自治体には助成金を出さず仕組みまでつくってノンカスタマイズを推進してきたという実態があると言われていきます。その点についてはどのようにお考えでしょうか。

秋間議長 亀野総務 企画課長	<p>総務企画課長。</p> <p>総務企画課長、亀野よりお答えいたします。</p> <p>まず、統一のカスタマイズの関係でございますが、地方公共団体は法令の範囲内で、それぞれ保有する個人情報の開示の手続だとか、及び審査請求の手続に関する事項だとか、行政機関等の開示等に関する規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではないとされているところでございます。本町においては、既存のところ、国が定めている記述の対象範囲内で条例を定めているところでございますが、新たに独自で条例を制定するということは想定していないところでございます。いずれにしましても、今後個人情報の保護に関する法律の施行令、それと個人情報保護委員会の規則、ガイドラインなどの関連政令等について国から示され、同法の施行までの間に趣旨、目的まで関連規定に照らして条例、各規定について改正等要否を検討し、適切に対応してまいりたいと存じます。また、それぞれ標準のカスタマイズについては、先ほども申しましたが、具体的なガイドラインが出てございませんので、それを見極めながら今後対応してまいりたいと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
秋間議長 清水議員	<p>再質問あれば許します。6番、清水議員。</p> <p>今課長から答えをいただいたところですが、このデジタル関連法案で欠けているのは、個人情報を保護する観点であります。個人情報は、個人の人格の尊重、理念の下に慎重に取り扱われるべきものであります。これは、個人情報法第3条であります。プライバシー権を守る権利は、憲法が権利を明確にし、プライバシー権の拡充が必要であります。どんな自己情報が集められているかを知り、不当に使われないように関与する権利、自己情報コントロール権、情報の自己決定権を保障することが今こそ必要だと考えますが、どのようにお考えでしょうか。</p>
秋間議長 小林町長	<p>町長。</p> <p>先ほど申し上げましたけれども、今回のデジタル関連法案の中で一番いろんな形で危惧されている、あるいはご意見があるというのは、今清水議員がおっしゃったとおり、個人情報法の改正によって、個人情報の保護の規定が今は各自自治体ごとに行っているわけでありましてけれども、それを国、民間統一ということで統一することによって個人情報が平準化される中で回れないのではないかと危惧がされているところでありまして、それらについては今後情報を見ながら、より個人情報が守られるような仕組みになるよう意見反映をしていきたいと思ひまして、私どもそういう観点で個人情報をいかに守れるかという取組をしていきたいと、そういうふうにご存じのところでございます。</p>
秋間議長	<p>6番、清水議員。</p>

清水議員 | それで、今ここで問題になってくるのは、非識別加工情報、これがあります。非識別加工情報が外部提供される、そういうおそれが出てきています。それは、住宅金融支援機構からの1件だけで、基地訴訟原告や学生といった情報はまだ外部提供されたことはありません。しかし、非識別加工情報制度では、情報提供の本人同意が必要ないばかりか、提供された事実を本人に通知もしない。自分の情報が個人情報ファイルに記載された提供対象となっていることをほとんどの国民が知らない。しかも、私の情報は提供対象から外してほしいと要求しても、提案募集において本人から自らの個人情報の利用停止や削除について請求できる規定はないと平井卓也デジタル改革担当大臣が認めています。

幾ら特定の個人を識別できないように加工したものだと言い訳したところで、プライバシーに関わる情報を本人の知らぬ間に行政から民間へデータ提供するのが非識別加工情報制度だというものであります。このほかにも、官民データ活用推進基本法、これは16年に成立で、データ利活用を促進する体制を構築してきました。匿名加工医療情報法、これは次世代医療基盤法、17年成立によって、個人情報では個人に関わる機微な情報として厳格な扱いとなっている医療情報を匿名加工し、外部提供できる特例制度も設けています。20年には個人情報法を改定し、匿名加工情報よりも加工水準が低い仮名加工情報制度も導入しています。こういう状況で本当に個人情報が守られるかどうかということに大きな不安があります。これらについてどのように対応していくのかお伺いいたします。

秋間議長 | 総務企画課長。

亀野総務 | 総務企画課長、亀野より清水議員のご質問にお答えをします。

企画課長 | 平成29年11月13日から、国や地方公共団体などの行政機関の間でマイナンバーによる情報連携を本格的に開始をされてございます。本町におきましては、マイナンバー法の規定された事務、いわゆる法定事務以外のマイナンバーを利用する事務について独自にマイナンバーを利用するものは、マイナンバー法第9条第2項の規定に基づき条例に定めているところでございます。また、独自に利用する事務のうち、個人情報保護委員会規則に定める要件を満たすものについては情報提供ネットワークシステムを利用したほかの地方公共団体の情報連携が可能とされ、情報連携を行うものについては個人情報保護委員会に届出を行って、承認を受けて事務に当たっているところでございます。

今言った非個人情報の保護でございますけれども、企業との情報のやり取りにつきましては詳しい情報はございませんけれども、一般的報道の情報となりますけれども、今回国は官民や地域の枠を超えた情報の利活用を促進し、行政手続の利便性を高めるためにこれまで行政機関、特別行政法人、民間でばらばらだった個人情報保護のルールを一

本化し、個人情報の定義を統一し、自治体を持つ個人情報も匿名加工すれば民間に提供できる流れとなっているようでございます。今後一本化により自治体のもも含めて国が進める独立機構があります。個人情報保護委員会が一括して監督権を持つこととなりますので、適切な監視、監督を行っていただけるものと期待をしているところでございます。また、今回の法律では個人を再識別して特定しないよう、再識別行為の禁止が行政機関に対しても課せられていることから、個人の特定は難しいものと考えているところでございます。

以上でございます。

秋間議長 6番、清水議員、簡潔にお願いいたします。

清水議員 それでは、お伺いします。

まとめていきたいと思えます。行政サービスにおいて使いたい人が使えればいいという自己責任を持ち込むことは許されません。デジタル技術を使える人と使えない人との間で行政サービスに格差、デジタルディバイドがあってはならないことは当然であります。住民の多面的なニーズに応えるには、デジタル手続とともに窓口での相談など対面サービスを拡充し、住民の選択肢委を増やすことこそが必要ではないでしょうか。その点についての考え方をお伺いして、質問を終わります。

秋間議長 町長。

小林町長 先ほどもデジタル化の中で使えない人ということ、特に高齢者に対してどう対応するかというのは課題になっていることでありますから、行政サービスが高齢者といえどもおろそかにならないように、一層配慮しながらデジタル化の進め方についても今後検討してまいりたいと思えます。

秋間議長 以上で清水秀雄議員の質問を終わります。

ここで11時10分まで休憩といたします。

午前10時53分 休憩

午前11時10分 再開

秋間議長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質問順位3番、伊藤健蔵議員。

伊藤議員 土屋教育長におかれましては、新たに教育行政の重責に就任されましたので、熱い思いをお聞かせいただきたいと思えます。

土幌町学校運営協議会の運営状況等の実績評価についてですが、コミュニティ・スクール、いわゆる学校運営協議会制度は、学校と保護者や地域の皆さんが一体となって学校運営に参画し、意見を反映させることで共に協議しながら、子供たちの豊かな成長を支え、地域の支援や協力を促進することにより、創意工夫を生かした特色ある学校づ

くりを進めることでよりよい教育の実現に取り組む制度です。本町では、平成29年12月1日に土幌町学校運営協議会規則を制定し、平成30年度からコミュニティ・スクール制度に基づいた学校運営協議会が町内認定こども園、各小中高に設置され、活動を実施しております。町内各学校運営協議会が発足して3年が経過しましたので、これまでの活動内容や目標設定の成果について教育委員会としてどのように評価しているかお伺いいたします。

秋間議長  
土屋  
教育長

答弁を求めます。教育長、登壇願います。

伊藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、土幌町学校運営協議会のこれまでの活動内容についてですが、各学校、こども園、それぞれ年2、3回の会議を開催しているほか、町全体での全体会議、連携会議を行い、それぞれの協議会間の連携を図っております。会議においては、学校経営方針、学校評価、子供たちの様子などを報告し、意見交換を行っております。また、町全体会議、連携会議においては、園児、児童生徒の登下校見守りを重点課題として掲げ、運営協議会や地域との連携の下、見守り活動や自転車の乗り方指導、こども園ではお散歩コースの安全確認などを行っております。

教育委員会としてどのように評価しているかということですが、特に昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、様々な行事等が変更、中止を余儀なくされ、運営協議会でのご意見を学校運営に十分に生かすことができない状況ではありましたが、土幌小学校では地域の指導者を招いて、餅つき体験や百人一首体験の開催、中土幌小学校では地域安全見守り隊による登下校時の見守り、上居辺小学校では地域の特色を生かした農園活動の充実として学校農園での小麦の栽培が始まるなど、各学校において徐々にその機能や役割が高まってきた状況にあると認識をしております。

いずれにしましても、学校、PTAのみならず、地域住民の参画を得て、学校と地域が一体となって特色ある学校づくりを進めるための組織であることから、協議会の基調テーマである「ひらく」、「むすぶ」、「つなぐ」を主眼に、組織の活性化に向けて教育委員会としても支援してまいりたいと存じますので、ご理解賜りますようお願いをいたします。

以上、伊藤議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

秋間議長  
伊藤議員

再質問があれば許します。5番、伊藤議員。

各学校の活動について、地域と学校が一体となった活動の評価の報告を賜りました。小規模校は地域と一体となって学校運営に参画している実態にあり、大規模校は参考にすべきこともあったと感じました。

そこで、土幌小学校の運営協議会活動についてお伺いいたします。平成30年度、令和元年度、4校が閉校となり、土幌小学校に通学する

秋間議長  
土屋  
教育長

こととなり、地域が拡大されました。現在土幌小学校児童生徒数240名のうち47名、約20%が閉校した地区からの児童です。そこで、閉校の児童を受け入れるに当たって、学校運営協議会活動では活動計画等にそれまでと大きな変更や改善があったのかお伺いいたします。

教育長、答弁求めます。

お答えをさせていただきます。

学校運営の大枠そのものに大きな変化はないかというふうに考えておりますが、過去のこの運営協議会の中で閉校した学校での取り組み内容等についてはそれぞれ報告をいただいておりますし、またその内容については学校、運営協議会とも現在も引き継がれております。土幌小の各種運営に際しても、それらの配慮をするのと併せて、また地域選出のPTA役員の意見、要望等を踏まえながら各種運営計画を土幌小としても立てているというふうに考えております。

以上であります。

秋間議長  
伊藤議員

再質問があれば許します。5番、伊藤議員。

ただいま地域選出の委員の意見も聞きながらということもありましたけれども、私は地域と学校が一体となった活動を実現するには、地域代表が協議会委員に参画する役割がとても重要と感じております。この制度の根幹をなすものです。その協議会委員の任命権は、教育委員会にあります。令和3年度の土幌小学校の委員は8人です。内訳は、地区住民、南地区3人、北地区1人、市街地区1人、保護者、南地区1人、校長、教頭で2名です。土幌小学校区域が拡大されたにもかかわらず、閉校地区から一人も任命されていませんが、任命権者の教育委員会として選定の基準や考えをお聞きしたいと思います。

秋間議長  
土屋  
教育長

教育長。

お答えをさせていただきます。

委員の選任につきましては、学校運営協議会規則の第4条で、人数については12名以内、区分については対象学校の所在する地域の住民、それから対象学校に在籍する生徒、児童または幼児の保護者、それから対象学校の校長または職員、その他教育委員会が必要と認める者、以上の4区分の中から学校長と教育委員会が協議をして任命をすることとなっております。土幌小の運営委員につきましては、閉校の翌年度につきましては委員として当該年度に閉校になった学校の区域から各1名を選出をいただいておりますが、現在につきましては閉校の区域から選出をしないということではなくて、あくまで現在の土幌小区域全体を地域として捉えて適任の方を選任をさせていただいているということでございます。今後についても、特別その地域から必ず選任をするということではなくて、あくまで現在の土幌小区域全体の地域の中から適任者を規則にあるように学校長と協議をして選任をするという方向で進めたいというふうに考えております。

	以上でございます。
秋間議長 伊藤議員	再質問あれば許します。5番、伊藤議員。 今の土幌小学校の区域という定義なのですけれども、土幌小学校の区域は従来から拡大されたわけです。しかも、従来どおり8名ということですが、12人の枠があるのであれば、あと4名の余裕があるわけです。その4名の枠を閉校になった地区の4人に割当てして、より細かく意見を集約して学校運営に生かす、こういうことが大事でないかなと思うのですけれども、教育長の見解を求めます。
秋間議長 土屋 教育長	教育長。 伊藤議員のご意見も承りながら今後検討はさせていただきたいというふうに思いますけれども、私の言った土幌小の区域というのはあくまで統合後の土幌小の区域ですので、その中から適任の方を選任をさせていただいているということで、そこはご理解をいただければというふうに思います。今後閉校した学校の区域の方も選任をしていくか、その枠として選任をしていくかどうかについては、今後学校長ともまた協議をさせていただきたいというふうに思っております。8名の方、たまたま旧土幌小学校の区域の方々ですけれども、私どもの捉え方としては決して閉校のところを任命をしないということで捉えているわけではありませんので、その部分についてはご理解をいただきたいというふうに思います。
秋間議長 伊藤議員	5番、伊藤議員。 決してそういう意味ではなくて、たまたま8人だったということですから、地区が拡大されて旧小学校区域の地域住民が学校運営協議会に参画するということは、よりきめ細かい意見が集約できるということと、旧小学校の地区住民はこれまで土幌小学校と関わりなかったわけです。ですから、当然学校に対する考え方、これまでやってきたことが全くどうなっているのか分からないわけです。そうすると、その委員の任命権者がそこは配慮して、基準なり枠なりを見直しして、よりきめ細かく12人の中でそういう委員が選ばれるという配慮するのは教育委員会の責務だと思うのです。決して8人だからどうのこうの言っているわけではなくて、今現在見ている委員の中ではどうしても旧来の土幌小学校の枠から変わっていないのではないかなというふうに見えるわけです。ですから、そこら辺の配慮をお願いしたいということなのですが、いかがでしょうか。
秋間議長 土屋 教育長	教育長。 堂々巡りになってしまうかもしれないのですが、その辺も含めて今後検討はさせていただきたいというふうに思いますけれども、認識としては全体を捉えての中で委員を選んでいるということについてはご理解をいただければというふうに思います。
秋間議長	5番、伊藤議員。

伊藤議員	堂々巡りということですのでけれども、12人枠いっぱい委員を選ぶという考えはないというふうに捉えてよろしいのでしょうか。
秋間議長	教育長。
土屋教育長	12名以内ですので、12名選んでも構わないと思いますし、今の8名で足りないのかと言われれば、決してそうではないということですので、そこら辺何名選ぶかについては学校長とも協議をしながら進めたいというふうに思っております。
秋間議長	5番、伊藤議員。
伊藤議員	足りないとか多いではなくて、地域が拡大されて、地域住民の旧小学校エリアの中の意見も吸い上げるような配慮をしておいてはいかがですかと、その枠が12人まで使えるのですよということをお願いしているわけですから、そういう方向で検討していただけるのかどうか私は聞いているわけで、その辺はいかがでしょうか。
秋間議長	教育長。
土屋教育長	先ほども申し上げましたけれども、学校長と協議をして今後は進めたいというふうに思っておりますので、よろしく願います。
秋間議長	5番、伊藤議員。
伊藤議員	学校長と十分協議していただきたいと思うのですけれども、学校長は転勤族なのです。土幌のこと十分理解しているかどうか、私はいささか疑問であります。リーダーシップを取って、人事権があるのは教育委員会ですから、相談は大いにして結構ですけれども、枠組みをどうするのか、12人の配分をどうするかという考えをきちんと持つのは教育委員会の仕事ですから、その辺をしっかりと検討していただきたいなと思います。
秋間議長	土屋教育長におかれましては、土幌町教育大綱に示された指針に基づき、学校と地域が一体となって特色ある土幌の学校づくりを目指し、これからの教育行政に指導力を発揮され、今後の活躍を期待して、質問を終わります。ありがとうございました。
秋間議長	以上で伊藤健蔵議員の質問を終了します。
3	これで一般質問を終わります。
高木副町長	<b>日程第3、議案第2号「押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例案」</b> を議題といたします。
高木副町長	朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。
高木副町長	議案第2号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例案について説明をいたします。
高木副町長	この議案につきましては、押印の見直しを実施し、町民の負担軽減及び行政サービスの効果的かつ効率的な提供に資するため、関係する条例について所要の改正を行うものであります。
高木副町長	本町におきましては、申請書などの様式を規則等で定めているものは法令等で引き続き押印を求めることとしたもの、それから検討中と

したものを除き、本年4月より押印を廃止をしたところでありますけれども、町の条例において本文もしくは様式において押印を求めているものにつきまして今回廃止を行うための一部改正をこの整備条例で行うものであります。

それでは、説明資料のほうの4ページをお開きください。整備条例の第1条については、土幌町固定資産評価審査委員会条例の一部改正で、第4条第4項の審査申出書の押印、第8条第5項の口頭審理の口述書の署名押印を削り、廃止をするものです。

次に、5ページをお開きください。整備条例の第2条は、土幌町勤労青少年アパート条例の一部改正で、申込書等の第1号から第4号までの様式は全て町長が別に定めることとしまして、申込人の押印と保証人の押印を廃止するほか、文言の整理を行ったものであります。

続きまして、10ページをお開きください。整備条例の第3条は、中央公園休憩小屋設置条例の一部改正で、使用申請書を町長が別に定めることとし、申請人の押印を廃止するほかについては文言の整理でございます。

次に、12ページをお開き願います。整備条例の第4条については、土幌町火入れ許可に関する条例の一部改正で、これも申請書等の様式を町長が別に定めることとし、申請者の押印を廃止するほかにつきましては文言の整理でございます。

それでは、議案の7ページに戻っていただきまして、附則の施行期日でありますけれども、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、議案第2号の説明といたします。

秋間議長 これから質疑を行います。ありませんか。

(なし)

秋間議長 質疑を終わり、これから討論を行います。

(なし)

秋間議長 討論なしと認め、これから議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

秋間議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

4

**日程第4、議案第3号「土幌町町税条例等の一部を改正する条例案」**を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

高木副町長 議案第3号 土幌町町税条例等の一部を改正する条例案について説明をいたします。

この改正につきましては、地方税法等の改正を規定するため、条例を改正するものでございます。

説明資料で説明をしておりますので、19ページから新旧対照表が載せてあるのでありますけれども、17ページからの令和3年度税制改正の要旨で説明をさせていただきます。

改正につきましては第1条、第2条がございまして、税目、改正項目ごとに説明を申し上げますが、適用期日等につきましては一番右側の欄をご参照願います。

まず、第1条による改正であります。個人町民税に関わる改正の1、非課税の範囲については、所得税の扶養控除の見直しにより、町民税均等割非課税における国外居住親族のうち、留学生や障がい者を除き、扶養控除の適用対象としないよう変更するものであります。2の給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族の申告と3番目の退職所得申告書については、電子提出に係る税務署長の承認を廃止するものであります。4の医療控除の特例については、特定一般医療品等の購入費を支払った場合の医療費控除を令和9年度まで延長するものであります。5の住宅借入金等特別控除については、新型コロナウイルス感染症に係る住宅借入金等特別控除の特例を令和4年度までの2年間延長するものであります。

次の固定資産税に関わる改正の1、わがまち特例については、引用条項のずれの修正と中小事業者等が認定先端設備等導入計画に従って取得した先端設備等に該当する機械装置等に対して課する固定資産税の課税標準の特例を削除するものであります。改正後の附則第16項が引用いたします地方税法附則第64条が改正をされまして、従前同様に特例割合がゼロとなるものであります。2の固定資産税の特例につきましては、土地に対する固定資産の特例を令和5年度まで延長するものであります。3の特別土地保有税については、特例に関する規定を令和5年度まで延長するものであります。

次の軽自動車税の環境性能割、これは元の自動車取得税のこととさせていただきます。これについては、令和元年度に設けられました環境性能割の非課税の臨時的軽減を9か月間延長いたしまして、本年の12月末までとするものであります。

次の軽自動車税の種別割、これは元の軽自動車税のこととさせていただきますけれども、これについてはグリーン化特例、排出ガス性能及び燃費性能に優れた自動車に対する軽減のうち、50%軽減及び25%軽減の対象を営業用乗用車に限定し、特例の期限を令和4年度までの2年間延長するものであります。

次に、第2条による改正については、国税での連結納税制度の見直しに伴う法改正による引用条項のずれを修正するものであります。

その他につきましては、引用条項や文言の整理でございます。

以上、議案第3号の説明といたします。

これから質疑を行います。ありませんか。

秋間議長

		(な し)
	秋間議長	質疑を終わり、これから討論を行います。
		(な し)
	秋間議長	討論なしと認め、これから議案第3号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異 議 な し)
5	秋間議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。 <a href="#">日程第5、議案第4号「土幌町町営住宅管理条例の一部を改正する条例案」</a> を議題といたします。
	高 木 副 町 長	朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。 議案第4号 土幌町町営住宅管理条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。 この改正につきましては、所得税法の改正に伴い、入居者の選考に係る規定を改正するため、条例を改正するものであります。 説明資料の37ページをお開き願います。ここで訂正がございます。左上のところに議案第4号説明資料という見出しが抜けてございますので、申し訳ございません、追加をいただきたいと思います。 第8条は、入所者の選考についてですけれども、第2項については文言の整理でございます。 現行欄の第4項を御覧願います。町長が優先的に入居させることができる対象者の一人として、二十歳未満の子を扶養している寡婦、いわゆる再婚していない女性のことを指しているのですけれども、というふうに規定をしてございましたが、令和2年度の税制改正で未婚の独り親に対する税制上の措置及び寡婦控除の見直しがございまして、婚姻歴や性別にかかわらず、独り親控除が適用されることになり、本年7月より家賃の算定の基礎となる収入の計算に反映をされます。このことから、入居者の選考についても同様の考え方で、「寡婦」という言葉を「ひとり親世帯の親」というふうに改めるものであります。 議案の15ページに戻っていただきまして、附則の施行日でございますけれども、この条例は、令和3年7月1日から施行するものであります。
	秋間議長	以上、議案第4号の説明といたします。 これから質疑を行います。ありませんか。
		(な し)
	秋間議長	質疑を終わり、これから討論を行います。
		(な し)
	秋間議長	討論なしと認め、これから議案第4号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異 議 な し)

6

秋間議長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第5号「令和3年度士幌町一般会計補正予算」を議題といたします。

亀野総務  
企画課長

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。総務企画課長。

総務企画課長、亀野よりご説明を申し上げます。

議案第5号 令和3年度士幌町一般会計補正予算[第2号]ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,544万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ72億9,295万7,000円に改めようとするものでございます。

それでは、歳出からご説明をいたしますので、8ページをお開きを願います。2款1項6目企画費では、ふるさと寄附年末需要に向け、各種広告媒体を活用し、認知拡大を目指すため、11節役務費にふるさと寄附PR用広告料100万円を追加し、12節委託料に楽天ふるさと納税特設ページリニューアルのための費用としてふるさと納税サイトページ構築委託料150万円を追加をいたします。

次に、9目情報管理費では、現在本庁舎と士幌、中士幌小学校、中学校を結び財務会計システムを運用してございますADSL環境におきまして機器の不具合が生じ、安定したインターネット環境が保てないことから、早急に改善を図るため、12節委託料に情報システム整備委託料67万8,000円を追加するものでございます。

次に、14目愛のまち建設基金費では、株式会社佐藤塗装工業様から士幌高等学校に10万円、士幌町特別養護老人ホームに10万円、こども園に10万円、合わせまして30万円のご寄附をいただきましたので、24節積立金に積み立てるもので、特定財源として指定寄附金を同額充当するものでございます。

次に、2項2目賦課徴収費では、十勝市町村税滞納整理機構への依頼件数増に伴い、18節負担金補助及び交付金で市町村負担金として70万8,000円を追加計上いたします。

次に、3款1項1目社会福祉総務費では、国の緊急支援対策に盛り込まれた子育て世帯生活支援特別給付金に要する経費について、11節役務費に郵便料5万7,000円を追加し、特定財源につきましては一部人件費などについて財源補正を行い、子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金100万円を充当いたします。

次に、9ページに移りまして、3目障がい者福祉費では、法改正に伴う障がい者福祉システムの改修に伴い、12節委託料に障がい者福祉電算システム改修保守委託料146万6,000円を追加し、新たに1名、帯広市の地域活動支援センターを利用されることから、18節負担金補助及び交付金に負担金12万円を追加をいたします。

次に、9目介護保険費では、27節繰出金に介護保険事業事務費繰出

金187万円を追加をいたします。

次に、3款2項5目子育て支援推進費では、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、低所得の子育て世帯に対し生活の支援を行う観点から、18節負担金補助及び交付金に子育て世帯生活支援特別給付金550万円を追加するもので、特定財源として子育て世帯生活支援給付金事業費補助金を同額充当いたします。

次に、4款1項6目新型コロナワクチン接種事業費では、ワクチン接種に関わる所要の費用について、10節需用費に消耗品費31万4,000円の追加、印刷製本費5万7,000円を追加し、11節役務費に郵便料19万8,000円を追加し、家電撤去処分料8,000円を追加をいたします。12節委託料では、ワクチン接種予約システム導入委託料160万円を追加し、17節備品購入費に庁用備品購入費6万円を追加をいたします。特定財源につきましては、新型コロナワクチン接種体制確保事業補助金を同額充当いたします。

次に、1枚おめぐりいただきまして10ページを御覧願います。6款1項1目農業委員会費では、農業者年金協議会補助金の確定に伴い、18節負担金補助及び交付金に21万2,000円を追加するもので、特定財源として人件費について財源補正を行い、農業者年金業務委託交付金97万6,000円を充当いたします。

次に、3目農業振興費では、18節負担金補助及び交付金に事業採択に伴い、強い農業づくり事業補助金300万円、畑作構造転換事業補助金1億1,669万4,000円、合計1億1,969万4,000円を追加し、特定財源といたしましては道補助金を同額見込んでいるところでございます。

次、10款4項2目教育振興費では、株式会社佐藤塗装工業様からの寄附の一部につきまして、18節負担金補助及び交付金に高等学校振興会助成金10万円を追加し、特定財源として愛のまち建設基金繰入金を同額充当するものでございます。

次に、歳入についてご説明をいたしますので、6ページを御覧願います。特定財源以外の一般財源ですが、下段の20款5項4目過年度収入につきましては、今年2月に強風被害を受けた土幌高等学校体育館屋根の復旧に伴い、公立学校施設災害復旧事業について文部科学省並びに北海道財務局の立会いの下、5月14日に災害査定を実施し、負担額が確定をいたしましたので、国庫負担金742万4,000円を追加し、その他特定財源として雑入金に過年度分として建物共済保険料386万9,000円を追加するものでございます。

次に、7ページに移りまして、5目雑入において備荒資金組合納付還付金565万8,000円を減額し、収支の均衡を図ったところでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜り、原案のとおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。

秋間議長  
加藤議員

これから質疑を行います。ありませんか。1番、加藤議員。

4款1項6目の新型コロナワクチン接種事業費の中で12節の委託料160万円、これシステムの導入委託となっています。もう既にワクチン接種始まっているのですけれども、この導入による効果、町の一般財源ではないのですけれども、補助金の中でやるのですけれども、効果を見込んでのことと私は思うのですけれども、そうなのでしょうか。

秋間議長  
藤村保健  
福祉課長

保健福祉課長。

保健福祉課長、藤村のほうからご説明させていただきます。

効果としましては、現在予約受付時、これはウェブでの受付の改修委託料のことですが、現在各世代の受付初日は1時間から2時間程度電話がかかりづらいたとか、窓口にいらしている方も早い人は5時ぐらいに庁舎に来て、9時からの受付を待っております。そんなこともありますので、効果というのは当然密を避けるため、またシステムを導入すれば自宅にいて速やかに予約できるということを考えれば、これが効果と考えております。

以上です。

秋間議長  
加藤議員

1番、加藤議員。

ということは、ネットも使ってやるということですよ。それで、今うちの町では電話による受付ですとか、対面による受付、新たに今度はネットを使えるということになります。そうすると、いわゆる選択肢が増えるのもいいことなのですけれども、住民の中に理解度がなければ効果的な使い方にならないですよ。今おっしゃったように、高齢者の方々は、言い方は悪いかもしれないけれども、割と時間に余裕があるから、朝早くから見られるのだと私は思います。不安であるでしょうし。ところが、これから今度若い世代にどんどんいくと、時間のばらつきがもっと出てくるはずなの。そのときに選択肢があることはいいのだけれども、間違った受付、こっちのほうが早いからこっちに切り替えるとか、キャンセルだとか、いろんなことが。今東京、大きいところでもいろんなトラブルが出ていますけれども、選択肢が多いということは受ける側がちゃんとそれを整理しない限り効果的な使い方にはならないです。

そのことをちゃんと住民の方に伝えていかないと、これだけ用意していますよといろんな駒を並べていただいても、その整理をうまくできていないと、僅かな住民だと私は思います、大きな町から見れば。そうすると、いろんなことよりも、これしかないと逆に決めたほうが間違いが少ないのではないかなと僕は本当は思っているのです。でも、今は行政側の判断でまたネットも使うということであれば、それはやぶさかではないのですけれども、混乱と迷いが出るようなことはあってはならないので、そのところの整理をして、住民にしか

	<p>り伝えていかなければ。せつかく160万かけたところが逆に言えばトラブルのもとになることが一番よろしくないと思いますので、十分注意をして、またアピールをしながらやっていただきたいと思いません。</p>
秋間議長 大西議員	<p>3番、大西議員。 9ページの民生費の子育て世帯生活支援特別給付金、これ給付どのような形ですか、ちょっとお聞きします。</p>
秋間議長 藤村保健 福祉課長	<p>保健福祉課長。 保健福祉課長、藤村のほうからご説明させていただきます。 定例会の説明資料の一番最後のページ、41ページを御覧いただきたいと思えます。子育て世帯生活支援特別給付金、その他の世帯ということでございますが、新型コロナウイルスの感染症による影響により長期化する低所得者の独り親世帯及びその他の子育て世帯に対する給付でございます。主に低所得者の独り親世帯は、北海道のほうで給付対象になっております。そのほかの低所得者世帯、非課税の世帯だとかということが対象になりますが、これは道の補助金を基に市町村単位で実施されることになっております。支給の対象ですが、18歳未満の児童の養育者に対するものでございます。先ほど説明したとおり、対象者はそれでなおかつ市町村民税非課税世帯の方、新型コロナウイルスの感染症の影響を受け、収入が激変した方などが対象で、令和3年4月1日から令和4年2月28日に生まれた児童が対象でございます。支給額は児童1人に対して5万円、18歳未満の児童でございます。支給時期は7月下旬からと考えております。予算規模というか、支出の見込みは550万円で、対象児童110人と想定して制度を設計しております。</p> <p>以上でございます。</p>
秋間議長 大西議員	<p>3番、大西議員。 対象児童が110人ということで、父兄はちょっと少ないのだと思うけれども、その父兄に連絡はどのような形で、父兄に言わないと、町の場合は全部自主申告で自分が申請しないともらえませんから、それをあなたのところはもらえますよという連絡を町がやっておかないと申請できないと思うのだけれども、その辺はどうなっているの。</p>
秋間議長 藤村保健 福祉課長	<p>保健福祉課長。 保健福祉課長、藤村のほうからご説明させていただきます。 今のところ考えているのは、当然役場だより、対象児童とは限らず、教育委員会と連携して全児童家庭には送ることも検討したいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
秋間議長 大西議員	<p>3番、大西議員。 児童でなく、児童に金やるわけでないから、保護者だから、110人</p>

という想定したということは町では所得や何かで算定したのでしょうか、これ。だから、広報で報告しても、その対象でない人は、関係ない人は見ても訳分からないのだ。だから、この110人を想定した、その父兄にちゃんと行くようにしないと、広報で全部を把握すれと云って、それは無理です。だから、町が対象者110人にこっちから申請しなくても給付するのならいいのです。だけれども、町の場合は全部申請をしないと給付されないでしょう。だから、せっかく110人の対象の人と選んだ以上は、その人たち全員に給付できるようにしないとならないとすれば、申請をきちっとしてもらわないと抜ける人が出てくるのです。だから、今言うように広報で連絡したって分からない人は分からないですよ、これ。落ち度がないように、110人は町で所得をみんな調べて110人を設定して550万円の予算組んだわけですから、皆さんに行くように、申請をきちっとしてもらえるような体制づくりをしてくださいと言っているのです。

秋間議長 副町長、答弁願います。

高木副町長 今大西議員のほうからご意見をいただいたところでございますけれども、対象者、所得による判定というものが今年度の所得をもってやるわけでありまして、そこで漏れがないような形で周知をさせていただきたいというふうに思います。ただ、コロナ禍によって今急に所得が落ちてという部分については、こちらで今把握できる範囲ではないものですから、それらについては相談をいただきながら、対象となるような方については漏れがないように努力をしていきたいというふうに思います。

秋間議長 そのほかございますか。

(なし)

秋間議長 それでは、質疑を終わり、これから討論を行います。

(なし)

秋間議長 討論なしと認め、これから議案第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

秋間議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

7

[日程第7、議案第6号「令和3年度土幌町介護保険事業特別会計補正予算」](#)を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

藤村保健福祉課長 保健福祉課長、藤村から議案第6号 令和3年度土幌町介護保険事業特別会計補正予算〔第1号〕についてご説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ222万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億6,000万2,000円に改めようとするものであります。

歳出からご説明いたしますので、5ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費、12節委託料は8月から適用される制度改正に伴う介護保険システム改修委託料187万円を追加するもので、特定財源は事務費繰入金と同額充当するものであります。

5款1項1目第1号被保険者保険料還付金、22節償還金利子及び割引料は、新型コロナウイルス感染症の影響による保険料減免の申請に伴う還付金35万円を追加するもので、財源としましては、4ページ、歳入の下段に記載しております前年度繰入金を同額見込み、収支のバランスを図ったところであります。

その他の歳入につきましては、特定財源で説明いたしましたので、省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、可決決定賜りますようお願い申し上げます。

秋間議長 これから質疑を行います。ありませんか。

(なし)

秋間議長 質疑を終わり、これから討論を行います。

(なし)

秋間議長 討論なしと認め、これから議案第6号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

秋間議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

8 **日程第8、追加議案第7号「工事請負契約の締結について」**を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

高木 議案第7号 工事請負契約の締結について説明をいたします。

副町長 これは、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議決を求めるものであります。

工事名は特別養護老人ホーム設備改修工事（空調）でありまして、契約金額は9,108万円、契約の相手方は帯広市西20条北1丁目3番30号、株式会社奥原商会代表取締役、奥原宏であります。工期は契約の日から令和3年11月26日まで、契約方法は指名競争入札であります。

次のページの説明資料を御覧願います。入札執行日時は令和3年6月3日午前9時、指名業者は池田煖房工業株式会社ほか、記載の7社であります。入札経過は第1回決定、予定価格は9,299万4,000円、落札率は97.94%、最高入札金額は9,218万円でした。工事の概要は、空調設備一式、ボイラー設備一式であります。次の4ページに概要図をお示しをしておりますので、御覧願います。特別養護老人ホームの暖房及び給湯については、国保病院に設置をされております3基の大型ボイラーから延長150mのパイプラインで熱の供給を受けておりま

	すけれども、既存の病院のボイラーは既に20年が経過をしております。間もなく更新時期を迎えることに加えまして、パイプラインからの熱損失も大きいことから、特養側に新たに60万kcalのボイラー2基と必要な設備を整備するとともに、空調関係設備の更新を行うものであります。
	以上、簡単ですけれども、説明といたします。
秋間議長	これから質疑を行います。ありませんか。 (なし)
秋間議長	質疑を終わり、これから討論を行います。 (なし)
秋間議長	討論なしと認め、これから追加議案第7号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なし)
秋間議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
9	<b>日程第9、意見書案第2号「地方財政の充実・強化に関する意見書」</b> を議題といたします。 意見書案の朗読を省略し、審査報告並びに提案理由の説明を求めます。総務文教常任委員長。
中村委員長	それでは、土幌町議会会議規則第95条第1項の規定に基づき、意見書の審査報告をさせていただきます。 意見書案第2号 地方財政の充実・強化に関する意見書については、5月27日に土幌地区連合会会長、経種英介氏より提出されました。5月31日開催の議会運営委員会において当委員会に審査が付託され、6月4日に委員会を開催し、審査を行いました。今地方自治体では、新型コロナウイルス感染症により、ワクチンの接種業務、防疫体制の強化など、あらゆる課題に対して即時の対応を求められております。また、医療、介護などの社会保障、子育て支援策の充実、大規模災害、デジタルガバメント化への対応も迫られております。委員会では、意見書の趣旨等について質疑を行い、コロナ禍による新たな行政需要なども把握しながら地方財政の確立を目指すことが重要であることから、本意見書を採択すべきと全員一致で決定し、意見書案第2号のとおり提出したものであります。 議員各位の満場の賛同を賜り、この意見書を可決いただき、関係者に送付いただきますようお願い申し上げます。 以上をもって審査報告並びに意見書案第2号の提案理由の説明とさせていただきます。
秋間議長	これから質疑を行います。ありませんか。 (なし)
秋間議長	質疑を終わり、これから討論を行います。

		(な し)
	秋間議長	討論なしと認め、これから意見書案第2号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異 議 な し)
1 0	秋間議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。 <a href="#">日程第10、意見書案第3号「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書」</a> を議題といたします。 なお、意見書案第3号については、朗読及び提案者の説明を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。
		(異 議 な し)
	秋間議長	異議なしと認めます。 これから質疑を行います。ありませんか。
		(な し)
	秋間議長	質疑を終わり、討論を行います。
		(な し)
	秋間議長	討論なしと認め、これから意見書案第3号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異 議 な し)
1 1	秋間議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。 <a href="#">日程第11、意見書案第4号「2021年度北海道最低賃金改正等に関する意見書」</a> を議題といたします。 意見書案の朗読を省略し、審査報告並びに提案理由の説明を求めます。産業厚生常任委員長。
	森 本 委 員 長	それでは、土幌町議会会議規則第95条第1項の規定に基づき、意見書審査報告をさせていただきます。 意見書案第4号 2021年度北海道最低賃金改正等に関する意見書については、土幌地区連合会会長、経種英介氏より提出され、5月31日開催の議会運営委員会において当委員会に審査が付託されました。6月4日に委員会を開催して審査を行いました。委員会では、意見書の趣旨等について質疑を行い、経済の自立的成長の実現に向けて最低賃金の引上げは重要であり、経験豊富な労働者の時間額を一定の水準に改善すること、同時に中小企業に対する支援と経営安定につながる対策が求められるなどの理由により、意見書に賛同できることから、本意見書を採択すべきとの賛成討論がありました。採決を行い、全会一致で採択すべきものと決定し、意見書案第4号のとおり提出したものであります。 議員各位の満場の賛同を賜り、この意見書案を可決いただき、関係

	者に送付いただきますようお願いを申し上げます。
	以上で審査報告並びに意見書案第4号の提案理由の説明とさせていただきます。
秋間議長	これから質疑を行います。ありませんか。 (な し)
秋間議長	質疑を終わり、これから討論を行います。 (な し)
秋間議長	討論なしと認め、これから意見書案第4号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異 議 な し)
秋間議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
1 2	日程第12、意見書案第5号「林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書」を議題といたします。
	なお、意見書案第5号については、朗読及び提案者の説明を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。 (異 議 な し)
秋間議長	異議なしと認めます。 これから質疑を行います。ありませんか。 (な し)
秋間議長	質疑を終わり、討論を行います。 (な し)
秋間議長	討論なしと認め、これから意見書案第5号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異 議 な し)
秋間議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
	「閉会中継続調査申出書」を議題といたします。
	総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会、議会運営委員会の各委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付の申出書のとおり閉会中の継続調査申出がございます。
	お諮りします。各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。 (異 議 な し)
秋間議長	異議なしと認めます。 したがって、各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。
	以上で本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。
	したがって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会します。ご異議ありませんか。

(異議なし)

秋間議長

異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

令和3年第2回土幌町議会定例会を閉会いたします。

(午後 0時10分)